


第5号様式（証人等調書）

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 （この調書は、第16回口頭弁論調書と一体となるものである。）		裁判所書記官印 
事 件 の 表 示	平成16年（行ウ）第20号	
期 日	平成20年7月15日 午前10時00分	
氏 名	早乙女秀男	
年 齢	59歳	
住 所	茨城県常総市水海道橋本町3484-4	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙速記録のとおり		
以 上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って真実を述べ、

なにごとにかく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

早乙女秀男

印

速 記 録 (平成20年7月15日第16回口頭弁論)

事 件 番 号 平成16年(行ウ)第20号

証 人 氏 名 早乙女 秀男

原告ら代理人(五來)

あなたは、現在、茨城県の職員ですか。

はい。

いつ職員になりましたか。

昭和46年、茨城県に入庁いたしました。

その後、大体、どういう部門を歩んできたかというのを、述べてください。

現場事務所が長くて、今回で4回ですかね。

4回転任したということですか。

はい。

で、特に、河川の関係とか、そういう部門にいたことはありますか。

平成19年4月から平成20年3月まで、1年間、河川課長を務めておりました。

その前に、河川関係の部門にいたことはありますか。

河川課へ、2回ほど来ております。

それはいつか、分かりますか。

正確に覚えておりません。

大体でいいんですが。

平成15年じゃないかと思うんですけど。

平成15年のときは、何年くらいいたんですか。

そのときは1年です。あと、その前に、3年ばかり河川課にいたんですが、どちらかというところ、私、河川改修のほうが専門で、災害とか、河川改修、そちらを担当しておりました。

そうすると、平成15年の前というのは、大体何年ごろですか。

22年前です。そのときに、3年ばかりいました。で、その中の1年は、国土開発技術センター、外部に出ています。

22年前といたしますと、1986年ですかね。

ちょっと正確に分かりません。

1986年というと、昭和61年ですけれども、大体そのころですか。

いや、昭和61年は小貝川の決壊があったときですから、その後ですね。

じゃあ、昭和61年の翌年とか、翌々年くらい。

はい。

あなたは、現場でも、そういう河川の関係に携わっていたということですね。

いや、現場では何でもやります。土木ですから、道路改良でも、河川改修でも、都市計画でも、何でもござれです。

あなたは、大学で、そういう、河川とかを専門で学んだことはあるんですか。

土木工学を学んでいます。

土木工学の、特に、どういうところですか。

卒論は、施工機械です。モータースクレーパーとか、そういうので、いかに早く工事を仕上げるか、それが卒論です。

河川課長ということでしたから、お分かりだと思うんですが、治水にかかる支出負担行為ということがありますね。

はい。

これは、1000万円以上は土木部長で、1000万円以下は課長というようなことで、専決の分担がなっているということですね。

(うなずく)

で、八ッ場ダムについては、その支出については、土木部長が専決したと

いうことになるんですかね。

細かいところまで覚えておりません。

今日、証人に呼ばれるということで、茨城県側が出した書面とか、書証といわれる証拠書類は、御覧になりましたか。

一通り、目は通しました。

治水にかかる支出命令ということについては、今度は、土木部河川課長が専決で支出命令を出すということになっていますね。

はい。

あなたの今の役職は何ですか。

竜ヶ崎土木事務所の所長です。

今回、問題になっている八ッ場ダム計画なんですけど、この計画については、何度か変更になっているということは、あなたもお分かりでしょうか。

はい、それは、資料で読んでおります。

甲第15号証を示す

計画の変遷を私がまとめたんですが、1980年の利根川水系工事实施基本計画が変更された以降ということで、☆は河川法に基づいての計画で、★が特定多目的ダム法という、いわゆる特ダム法に基づいての意見照会があった計画です。ただし、2004年のは、★になっているんですが、実はこのときは、☆でもあって、河川法に基づいての意見照会もあったということで、ちょっとそこだけは訂正いただきたいんですが、あなたの認識としても、大体こういうような計画の変遷だったということでよろしいでしょうか。

はい、知っております。

で、1980年、昭和55年に、先ほど申し上げた利根川水系工事实施基本計画の変更というのがありますが、このときに、旧建設大臣から茨城県に意見を聞くという手続があったと思うんですが、この辺はあなたはお分

かりですか。

今回の、この尋問があるというので、調査はいたしましたけど、こういう行為があったということは知っておりますが、そういう資料も残っておりませんので、内容については分かりません。

そうすると、具体的に、建設大臣からどういう資料が来て、茨城県内でどのような検討をしたかということは、分からないということですか。

正確には分かりません。

一般に、今言ったように、茨城県に対して、国から照会が来た場合、担当課が、まず検討をするのでしょうか。

はい。55年ですが、ここに書いてありますように、流量改定をやっておりますので、当然、茨城県は、相当何回も、国と打合せをやっていると思います。当然、そのはずで、流量を上げていますので。それを基に、皆さんが議論して、この数字がいいということで、決まったのではないかと考えております。

それは推測ですね。

推測以外にありません。

それで、特ダム法による意見照会の場合は、議会の議決を経なくちゃならないという規定があるんですが、これはお分かりでしょうか。

はい。

で、特ダム法による、議会の議決が必要だという場合は、議会对策用というのでしょうかね、そういうような資料を担当課で作るということですね。

はい。

そうしますと、2段目のところなんですけど、1986年、昭和61年に、八ッ場ダムの建設基本計画が作成されました。これはあなたは御存じでしょうか。

はい。今回、この裁判に出るということで、調べまして、知ってお

ります。

じゃあ、どういう手続がされたかというのも調べましたか。

議会の議決を得たということは知っております。

どういう議論があったのかというのは、お調べになりましたか。

ちょっと古いので、そこまでは調べておりません。

書面が残っているとか、そういうこともなかったんですか。

基本計画そのものは、最終的には、ダムの高さとか、そういうものは、一般公表されているものは、残っております。

ただ、部内でどういうふう to 検討したかとか、そういう書面は残っていないということなんですか。

ちょっと私、そこまでは、見たんですが、分かりませんでした。

2001年に、八ッ場ダム基本計画第1回変更ということがありましたよね。

はい。

これは、特ダム法による意見照会があったと思うんですが。

はい。

これもあなたのほうでは調べましたか。

これは、13年は、工期延期だと思うんですよね。

これで、具体的に、茨城県内で、どういう検討がされたかというのは、今回調べましたか。

議決があったということしか調べてありません。

平成13年というと、まだ最近なんですが、ないんですか。

ダムの場合は、窓口が水・土地計画課なんです。で、治水分に関して、河川課のほうへ回ってきまして、それに合議をしてということなので、ちょっと、水・土地のほうまで、私、見ませんでしたので、内容、ちょっと分かりません。

そうすると、水・土地計画課の課長さんとかに聞けば分かるということになりますかね。

はい。

だから、資料があるかもしれないわけですね。

ちょっとそこまでは、私は分かりません。

次に、2004年、平成16年ですね、八ッ場ダム基本計画の第2回変更がありました。これもあなたのほうでは認識なさっていますか。

いや、このときは。私、15年に河川課に行ったと思うんですよ。

で、ダムに関しましては、先ほど言いましたように、水・土地が窓口で、河川課は、これ以外に、ダム砂防室というのが隣にあるんですが、そこと水・土地が何回も打合せをしまして、お金がとにかく増えますから、倍以上になったと思うんですが、それで何回も打合せをしていたという記憶は残っております。

そうしたらば、どういう議論がされたかというのも、覚えてらっしゃるんですか。

先ほど言いましたように、私は改修のほう担当なので、課長がやっているのを横で聞いていたと、又聞きという状態です。

又聞きで、どういうふうなものを記憶なさっていますか。

関係都県がチームを組みまして、国に対して、なぜこんなに増えるのよという会合を何回も行ったというのは、記憶に残っております。

そうすると、茨城県でも、やはり、八ッ場ダム計画について、問題だという意識を持って、県庁内で、考えていたということですか。

お金が増えますから、当然それは、問題意識を持っていたと思います。

具体的に言うと、増え過ぎじゃないかとか、そういうことですか。

いや、その内容について、間違いはないかどうかという確認をしてい

ました。

内容というのは、具体的に、金額がこれで間違いなのかということなんですか。

メインは多分そこになると思います。

この2004年のときは、先ほど申し上げたように、河川法による照会もあったと思うんです。河川法63条の規定は、あなたの頭の中に、大体こういうものだというのはありますか。

はい。国からそういう通知があるということは知っております。通知がある前提で、こういう場合に県が負担金を負うということになってきたかと思うんですが、その負担金を負わせられる要件というのは御存じですか。

ちょっと意味が分からないんですが。

負担金を、むやみに負わせられるわけじゃないですよ。

はい。

じゃあ、どういう場合に茨城県が負担金を負うようになるのかという、そのどういう場合というのは。

ですから、それは、昭和61年、八ッ場ダムの基本計画を結んだときに、茨城県では、このダムを建設するのに、幾ら負担金が必要ですよということで、多分、これは、議会を経て、議決しておりますので、そのときのことは、アロケーション、費用割振りですね、それが決まって、そのことが話題になるのではないかなと。

そうすると、県としては、国から、これだけの費用を負担してくださいと来た場合は、その数字が、計算的に、間違いがないかどうかとか、そういうのを判断するという事なんでしょうか。

はい。アロケーの中身ですね。アロケーを変える場合には、当然、その中身を厳しくチェックしているはずですよ。

63条の1項というのは、例えば、茨城県が著しく利益を受ける場合に、その受益の限度において、茨城県に負担させることができると、そういうような規定じゃないんですか。

はい、そう思います。

今のお話を聞いてると、茨城県は、この河川法の63条1項というのは、頭になかったというか、検討の中に入ってなかったということですか。

ちょっと意味が分からないんですが。

今言った、著しく利益を受ける場合かどうか、あるいは、その金額が、受益の限度なのかどうかという判断は、茨城県はしなかったんですか。

いや、それは、ですから、61年に基本協定を結んで、それに同意したときに、既に、著しい利益があるということで、乗っているわけでございますので、その、今、質問された意味が、ちょっとよく分からないんですが。

そうすると、以前にやってるから、改めて、この2004年のときには、する必要はなかったと判断したということですか。

このときは、アロケーを一部変えているんですよね。流水の正常な機能の維持を入れてますので、アロケーを一部変えていると思いますので、そのときにチェックをしているはずですよ。

そのチェックというのは、今私が申し上げた、著しく利益を受ける場合かどうかとか、受益の限度なのかどうかと、そういうことですか。

何回も言いますけれども、61年度に八ッ場ダムに乗ったときに、既に、著しい利益があるということで乗っているわけですので、その後の、流量の変更ですので、これは、治水分ということで、法的には、来るんだと思うんですけど、そういう意味のチェックだったと思います。

そうすると、61年のときに、その点は判断しているから、2004年の

ときには、それに従って、特に判断することはなかったということでしょうかね。

いや、今回少しアロケーを変えていますけれども、お金が増えますので、そのお金がどういう理由で増えるのか、それは厳しくチェックしているはずですよ。

ですから、飽くまで、お金にかかわってのことで、その前提となる、八ッ場ダムの新設計画についての判断というのは、していないということですね。

そうですね。私の立場からすれば、工事实施基本計画で上にダムが必要だ、それから、八ッ場ダムで、当然、こういうふうに通じるよということ、県が同意してるわけですので、そこでまた判断を加えるということは、別段ないんじゃないかなと思います。

2007年12月、平成19年12月にも、やはり、基本計画第3回変更というのがありますね。

はい。

これは、正しく、あなたが河川課長の時ということになりますか。

はい。

そのときは、河川課として、どういう判断をなさいましたか。

これは、工期の延長ですね。それで、現在の進捗状況を見まして、仕方ないという判断をしました。

仕方ないというのは、簡潔に言うと、どういうところで仕方ないんでしょうか。

やっぱり、一朝一夕に、すぐダムができるわけではございませんので。

ただ、以前も、延長されていますよね。

はい。

そうすると、一朝一夕にできないと言っても、限度があるんじゃないでしょうかね。

ちょっとその辺の意味が分からないんですが。

延長ということで、これから何回も延長されるのは困りますよね。

(うなずく)

その辺は何か、県としても、これ以上、延長は認めないよとか、そういうことは、国に対して、何か意見とか言っているんですか。

ちょっと、そこまで。内容を、そういう観点で見ておりませんので、分かりません。

その2007年の、県庁内で検討したという書類というのは、当然、今、残っていますよね。

……ちょっと、河川課を離れちゃったので、残っているかどうかは分かりませんが。

あなたが河川課長のときには、ありましたよね。

打合せをやったという記録は残ってありました。

今度は、河川法63条の2項なんですけど、負担金を課す場合には、その県に意見を聞かなければならないというような規定になっているんですけど、それは御存じですよ。

はい。

その意見という意味なんですけど、これはどういうふうに認識なさっていますか。

例えば、55年度の工事实施基本計画ですか、このときには、流量改定してますので、当然、下流の問題等は、県の代表である知事が、国に対して、言っていると思います。ただ、建設大臣が、それに縛られるというふうにはならないと。先ほどの河崎さんの証言でもありましたように、利根川につきましては、国が管理と。で、一級河

川ということで、知事の意見は尊重はされますけれども、建設大臣がその意見を調整して決めると、そういうふうになっていると、私は考えております。

(以上 平塚昌子)

この河川法の意見を聞くというところの規定について、国会で議論がされているということは御存じですかね。

今回の裁判で、そういう文書を読みました。

甲B第35号証を示す

あなたが今言われた、書面というか、資料というのは、これでしょうかね。

これではないですね。もっと編集されたものですね。

これは昭和38年の衆議院建設委員会の議事録なんですけれども、2ページ目のやり取りで、山内政府委員の発言があります。その、下線部を引いてありますところですね。「各県の知事さんの意見を聞きながらやる。こういうことをございまして、事実上は協議というようなこととなりますが」というようになってますよね。そうすると、国の判断も、協議というような踏み込んだ意味で考えているということになるかと思うんですが、茨城県の認識としては、その点はちょっと違うんでしょうか。

ですから、先ほど言いましたように、県の意見は尊重されるということですね。

そうすると、茨城県が、茨城県の考え方を言えば、尊重ということで、つまり、言っても言わなくても同じだということではないわけですね。

はい。

八ッ場ダムに関しての支出は、あなたが河川課長のときにかかわったということはあるですか。

19年のときに支出してますね。

もう1回確認すると、支出というのは何段階かあるわけなんですけれども、支

出負担行為と言われているのは、土木部長がして、それで、それを受けて、支出命令の専決というのを、河川課長が行うということでしたよね。

ちょっと、意味がよく分かりませんが。

あなたは、先ほど、平成19年に、支出についてかかわられたということですね。

(うなずく)

どういうものにかかわられましたか。

ですから、19年度の支出というのは、先ほど言いました、2つの基本協定ですね、工事図、あるいは、八ッ場ダムの基本計画、まあこれは1回変更になってますけれども、それらに基づいて、国から通知されまして、その内容を基に、県議会で予算化されたものとのチェックをして、私が支出命令を出していくと。これはもう、決裁規程で決まっておりますので、ただそれに従ってやっていくと。ですから、その金額とか、そういうことは、議会で予算が計上されて、議決されておりますので、そこで私が、裁量で、いや、これは多いんじゃないのとか何とかというのはできないと私は判断しております。

確認ですが、支出命令というのは、あなたがおやりになったということですね。

はい。

で、その際には、河川法第63条の規定とか、そういうのは、全然、判断というか、しなかったということでしょうかね。

いや、それは、先ほど言いましたように、基本計画に同意したという段階で、もう決まっている。それに基づいてダムの建設をやっているわけですから、それ、途中途中で変更したならば、何もできません。

地方財政法 25 条というのは御存じですか。

何条かは覚えておりませんが、地方財政法は知っております。
大体で結構ですが、どういうことが書かれていますか。

そこまでは覚えておりません。

地方財政法 25 条というのは、負担金についての規定なんです、分らないですかね。

今回の裁判で、その部分は読んだんですが、ちょっと、文章が余りにも一般的なので。

地方財政法 25 条というのは、例えば、地方公共団体が出した負担金というのは、法令の定めるところに従って使用しなければならないという趣旨の規定なんです。で、第 3 項というのが、地方公共団体が出した負担金については、国が 1 項の規定に従わなかったときは、その部分については、地方公共団体が、国に対し、負担金を支出しないことができるというふうになってます。大体そういう意味の規定だったことは覚えてますか。

はい、読みました。

そうすると、国が法令の規定に従わないというときは、地方公共団体が負担金を支出しないことができるという規定になってるんですが、今回の、先ほど言われた支出命令に当たっては、その辺の判断というのは、特に考えなかったということでしょうかね。

ですから、何回も言いますけれども、基本計画で、茨城県は金を出すよと、それに乗りますという判断をしていて、何がという部分になるんですけれども。

そうすると、そもそもが、例えば、河川法第 63 条の規定が問題になるかどうか、脳裏に浮かばなかったということですね。

ですから、脳裏に浮かぶとか、そういう話じゃなくて、法律的に、もう、茨城県はそれに乗るよということで、同意してるわけですか

ら、その支出行為があるのは当然であると。

原告ら代理人（坂本）

あなたの証言ですと、昭和61年に、八ッ場ダム基本計画の策定で、茨城県は乗るということを決めたということのようですねけれども、その後、八ッ場ダムの計画について、県で検証したことはありませんか。

検証という意味は。

茨城県の内部で、八ッ場ダムが果たして、茨城県に対して治水効果があるのかどうか、確かめてみるというような作業をやったことはありませんか。

それは、乗った後という意味ですか。

じゃあ、まず、乗る前はどうか。

乗るときには、当然やってると思います。ただ私、いましてから、はっきりは言えませんけれども。

それは分からない。

はい。

じゃあ、乗った後は、後から、事後的に、それが正しかったかどうかということを確認する作業というのは、全くやってないということではないですかね。

ダムができてませんから、それをどう検証しろと。

いや、八ッ場ダムというのはどういうものかというのは、国土交通省なり、建設省から、説明受けてるわけでしょう。

はい。

それがあったとして、果たして茨城県にどれくらいの治水効果があるのかどうかということを確認してみるという作業は、やったことがないんですかということです。

……ちょっと意味が分からないんですけど。ですから、先ほど河崎さんも言いましたように、治水というのは、数々の施設をバランス

よく配置して、そのトータルで、うちのほうの目標とする安全度が担保されるわけですから、それに途中でチェックを掛けるというのは、進ちよく状況が悪いとかね、そういうのはまた別だとは思いますが、今回あれでしょう。

じゃあ、昭和61年に茨城県がこの八ッ場ダム計画に乗る前に、どういう検討をやったかということについて、話を聞いたこと、ありますか。

……私はそのとき、いませんからね。

ない。

はい。

昭和56年に、利根川との合流点のすぐ近くで、小貝川が切れましたよね。

はい。

その洪水のときに、もし八ッ場ダムがあったら、小貝川の決壊は防げたかどうかというようなことを確かめてみると、そういう作業をやったことがあるかというのは、聞いたことはありますか。

初めて聞きます。

あなたとしては、昭和56年に八ッ場ダムがもしあったら、小貝川が切れなかったかどうかというの、関心はないですか。

それよりもですね、昭和61年、小貝川の上流で、大分、これも決壊したんですけれども、そのときのことはよく覚えておるんですが、56年は本川からの逆流なんですよ。まあ、現場、見に行きましたけれども。そのときに、八ッ場ダム、まあ、若かったせいもあるんで、そこまでは頭回りませんでしたね。

昭和61年に小貝川が切れたときに、八ッ場ダムがあったとしたら、何か役に立ちましたか。

61年は、主に上ですからね。ただ、鬼怒川、小貝川というのは、利根川本川に流入しておりますから、茨城県とすれば、利根川本川

の洪水が1センチでも下がれば、それは大きなメリットだと考えております。

ちなみに、茨城県って、第二次大戦後、利根川が切れたことはあるんですか。

第二次大戦後ですか……カスリーン台風のときに、今で言えば坂東、あの辺が1か所切れてるんじゃないですか。

当時の岩井ですか。

岩井， 鶴戸沼。

じゃあ、第二次大戦前は。

第二次大戦前は分かりませんね、そこまでは。

被告ら代理人

国土交通大臣からの意見照会、それに対する県の回答の種類には、特ダム法に基づくものが2種類あって、1つは関係都県知事に対するもので、もう1つは利水権者としての都県知事に対するもの、この2つがあると。そのうち、議会の議決を必要とするのは、関係都県知事の返事のみ。特ダム法の関係都県知事に対する意見照会の主管課は、企画部でしたかな。

企画部です。

あなたの河川課ではない。

はい。

ただ、合議はすると言っていましたね。

はい。

それから、利水権者、利水者としての都県知事に対するものは、これほどこが主管ですか。

企画部です。

あなたのところは、利水は直接関係ない。

はい。

今度は、河川法に基づく63条。今、原告代理人からお話があった63条の意見照会がありますね。これは、主管課は河川課でしたよね。

はい。

河川法に基づくもので、八ッ場ダムの関係で、国から照会があって、県が回答してるのは2回ありますよね。

はい。

乙第195号証の1、2及び乙第33号証を示す

これは、昭和56年になってるんだけど、この回答が、昭和61年の八ッ場ダムの基本計画の策定のときに、これがそのまま基本になってるわけでしょう。

はい。

これによると、茨城県の負担割合は17.4%。で、全部の総事業費が、当時、2110億でしたから、その治水分の17.4%。そういうことでしたね。よろしいですか。

はい。

この計算の仕方なんですけれども、これは、何という方法でやるの、これ。

この17.4ですか。これは、身代わり建設法とよく言われるんですが、ダムがなかった場合には、下流は堤防を引堤するとか、あるいは掘削をするとか、そういう予算を全部集めまして、各県ごとに、そのメリットで分けていくと。

もしダムがなかったら、破堤するであろう、その財産額でやるんじゃないですか。

そういうことです。

これだけの被害が起きると、したがって、その助かる財産的価値かな、それによって、各県が分担していくと、そういうやり方ですよ。

はい。

ですから、例えば、この場合は、大体、築堤だから、両方に影響があるんですかね、一般的に、河道の場合は。

お金を下げたいというのがありますから、引堤ができるところは、片側に引いてるはずですよ。両側引堤というのはやりませんので。そういうようなことを考慮しながら、金額を決めていくということになるんですね。

はい。

乙第196号証の1、2及び乙第34号証の2を示す

これは、平成16年の第2回変更時の河川法の照会です、国からの。これで16.73%に変わりましたね。

はい。

なぜ変わったんですか。

これは、環境用水ですね、流水の正常な機能の維持ということで、ダムのアロケーが変わったので、治水分のアロケーも変わりますよということで、河川課に合議になってると。

つまり、吾妻川の河川環境の維持でしたね。

はい。

その分があるから、減ってるわけね。

はい。

このときは、平成16年の2回変更時ですから、4600億円に金額が変わっているわけですね。

金額も増えております。

そこで、まず、一般的なところから行きましょうか。昭和24年の改修改訂計画というのがあるんですが、そのときに治水調査会というのが、当時の建設省にできてます。そこに、県の人たちは参加してましたかね。

(うなずく)

その次、今度は、河川法の河川審議会というのがありましたよね。

はい。

そこには、県は参加してますか。

参加してるはずです。

知事が、名目上、なっていましたでしょう。

はい。

その代わりに、技官とか、課長とか、あるいは、もっと下の方かもしれな
いけれども、参加してるんじゃないの。

はい、代理の方が、ふだんは参加しております。

そうすると、昭和55年に、河川審議会で、基本高水のピーク流量が2万
2000トンになったと。そういうものについても参加してますね。

原告ら代理人（五來）

主尋問的な質問ですから、誘導は控えていただきたいと思いますが。

被告ら代理人

主尋問的だからいいじゃないですか。

原告ら代理人（坂本）

だって、反対尋問なんですから、主尋問の範囲に留めて。

被告ら代理人

主尋問の範囲です。

裁 判 長

主尋問の範囲だと思いますけれども、質問は工夫してください。

被告ら代理人

分かりました。どういうふうに国と県が関与してるか、説明しないと、話
が分からなくなっちゃうんです。それから、平成9年に河川法が改正され
て、社会資本整備審議会河川分科会、河川整備基本方針検討小委員会とい
うのがありますが、そこにも、知事が委員として入ってますね。

入っています。

実際、皆さん、それに行っておられるわけでしょう。

技官か、河川課長が代理で行っていますね。

行っておられるわけでしょう。

はい。

今、私、申し上げたのは公式のものなんだけれども、それ以外に、国との間で、会合か何か開くんでしょうか。

平成16年のときには。

一般論で結構です。

一般的には、予算化の枠が取れませんので、前年度に、担当が国と打合せをやっております。来年どんな仕事をやるんですかと。

その審議会とか分科会のために、国と皆さんとの間で、説明会とか勉強会というのはやらないの。

説明会はやっていますね。

一緒に勉強会なんかはやらないの。

勉強というのか、まあ、お互いに質問を出し合って、やっています。

乙第207号証を示す

これは整備基本方針策定のときのものなんだろうが、この別紙2のところをちょっと説明してください。これはどういうことなんだろうか。

まず、治水に関してなんですが、下流への負担を減らすために、上流ダムを計画的に進めてくださいと。それから、利根川から江戸川への分派、これが確実になるように対策を執ってください。それから布川地点の狭窄部なんですが、ここの流下能力を確保するとともに、堤防の安全確保を図ってくださいと。4つ目が、これは、旧波崎ですね、下流部、無堤地区があるんですが、そこの築堤を早期に実施してください。5つ目は、上下流、あるいは左右岸、バランス

の取れた整備を図ってください。それから6つ目は、一層のコスト縮減に取り組んでくださいと。

治水の関係ね。こういうことを、県は要望しているわけですね。

そうですね。

そういうことなのでしょう。

はい。

茨城県にとって、この八ッ場ダムがどれだけの利益があるのか、これについて、説明していただけますか。

茨城県は、古河から波崎まで、134キロ、利根川に接しております。利根川の安全度が高いければ高いほど、茨城県にとってはメリットがあると。それから2つ目としては、先ほど言いましたけれども、鬼怒川、小貝川、これらが本川に流入しますから、本川の水位が1センチでも下がれば、それは、流入河川の水位が早く流れますので、それも大きなメリットであると。それから3つ目ですが、もし八ッ場ダムをやらなくなるとなると、先ほど言いましたように、引堤とか嵩上げ等をやらなければなりませんから、134キロですね、これを全部やるということは、現実的に不可能だろうと。それから4つ目ですが、先ほど浸水想定図の話がございましたけれども、あの中でも茨城県内はかなりの浸水地が想定されております。特に古河というのは、この前、総理府等で発表されたように、死者が一番出るということも発表されておりますので、そういうものの軽減にも非常に効果があると。あとは、地球温暖化が今後進むということがIPCCで言われておりますので、それらを考えれば、利根川の安全度がより高いほうが、これからの茨城県にとっても非常に有り難いと考えております。

支出負担行為と支出命令の関係ですが、この支出負担行為は5000万円

以上が部長。

はい。

で、5000万円以下が課長。

はい。

支出命令は、全部課長。

支出命令は全部私のところですよ。

まず、その内容なんだけれども、あなたが支出命令をする内容、あるいは部長が支出負担行為をする内容なんだけれども、これは、国土交通大臣の通知とか告知とか、そういうものに縛られてるの。同じものですか。

全くその金額で支出しております。

あなたの裁量の余地なしと言ってましたよね。

はい、予算については議会で決まっておりますので。

しかも、予算も、そのままやっていると。要するに、機械的な作業ということになっちゃうんですかね。

はい。

原告ら代理人（五來）

乙第33号証を示す

先ほど、どういうふうにして、この数字が出たかということで、御説明していただきましたよね。

はい。

ただ、先ほどの説明というのは、これは、国が考えた説明ということなんですか。

……………。

つまり、その根拠ですね。なぜ、茨城県がこういうパーセントになったか。

これは、ですから、国から示されたものを、各県が、多分、いろいろ議論をして、この数字に落ち着いたんだと、私はそう思っております。

ます。56年ですから。

あなたが思っているということなのですが、それはだれかに確認しましたか。

確認というのは。

じゃあ、今、議論したとおっしゃったけれども、そこに出席なさった方とか、まだ、生存なさっている方、いらっしゃると思うんだけど、そういう人とかに確認したとか、そういうことはあるんですか。

資料的にはですね、こういうルールでやりましたというのを見た覚えがあります。

ただ、協議をしたかどうかとか、具体的にどういう協議をしたかというのは、何も資料、出てませんよね。

……56年度の資料ですか。

そうですね。当時、だから、先ほど、各都県が集まって、いろいろな要素を勘案して、こういう負担割合を決めたということをおっしゃられたから、それを示すような資料というのは、今、茨城県から示されてますか。

分からないです。

原告ら代理人（坂本）

先ほどの証言の中で、八ッ場ダムをもし造らなかったら、堤防の嵩上げなんかをしなければならないというふうにおっしゃいましたよね。現実に八ッ場ダムがなかった場合、茨城県内を流れる利根川の流量で、大体何センチくらい、水嵩が増えるんですか。

何センチというのは初めて聞きますけれども。

でも、堤防を嵩上げしなくちゃならないというふうにおっしゃったわけだから、水嵩が何センチくらい増えるかという検証をしたんでしょう。

いや、そういう意味じゃなくて、それは一般的な話で、先ほど言いましたように、上下流バランスの話がありまして、どこかにため込

まない、結局、下流としては、水位が上がってくるわけなので、
そういう洪水調節施設をバランスよく配置していただきたいと。
でも、水位が上がったって、現在の堤防で十分だったら、別に何もやる必要がないわけでしょう。

現在の堤防で十分という意味がよく分からないんですが。
現在の堤防で、水位が上がったとしても、現在の堤防で十分に、破堤もしなければ、越流もしないということであれば、どこかに水をためる必要なんてないわけでしょう。

ですから、そこがちょっと意味が分からないと。

被告ら代理人

平成16年に、事業費が、2110億円から4600億円に上がってますよね。そのときは、相当議論になってるんでしょう。

はい。

まず、他の関係都県と、どのようなことをやりましたか。

他の関係都県と合同チームを組みまして、内容の精査を、多分、十何回やったという報告書は見ております。

県内ではどうですか。

県内では、副知事だったと思うんですが、それを筆頭に、政策幹部会で精査をしております。その前に、課長、それから担当が、当然、内容のチェックを行っております。

裁判官（馬場）

今、被告代理人から質問があったことなんですけれども、平成16年の茨城県内部の検討の議論が、どういう過程で、どういうふうに落ち着いたかというのは、証人は把握されてますか。

把握というのは、結果的にそれで了解してるわけですので、間違いがないので了解になったと。

その大きな理由というのは把握されてますか。変更にも異議がないとした理由。

それは茨城県にとって、八ッ場ダムが必要だからと。

先ほど、茨城県にとっての八ッ場ダムの治水効果について、簡単にまとめていただいたんですけども、それは証人御自身の意見なのか、茨城県河川課とかで、内部的に議論して、八ッ場ダムにはこういう治水効果があるというふうに考えているということなのか、どちらですか。

茨城県河川課としては、やはり、利根川というのは、非常に頭の痛い部分ですので、脈々と、こういう考えは流れていると、私は信じております。

証人が認識しているような八ッ場ダムの治水効果について、河川課の内部で議論された結果として、今、茨城県として、そういう治水効果があると思っているというふうにお聞きしてよろしいですか。

はい。それは、うちのほうが、ちゃんと議会にも説明して議決を得ておりますので、茨城県の総意と信じております。

(以上 玉垣裕子)

水戸地方裁判所

裁判所速記官	平	塚	昌	子
裁判所速記官	玉	垣	裕	子